

2009年12月11日

「改定常用漢字表」試案への意見

社団法人日本新聞協会編集委員会

前回のパブリックコメントで、日本新聞協会は、「国民の言語生活上、新聞・放送と教科書との表記があまり食い違わないことが望ましい。常用漢字表は目安であり、新聞・放送と国の常用漢字表がそのまま一致すべきものでもないが、マスメディアの使用文字は国民の目に最も触れやすいものだから、その影響を考慮して意見を申し述べる」という趣旨の前文に続き、字種の入替えと読めるかどうかの調査の実施、追加文字の字体の掲げ方などを要望しました。今回の第2次試案は、当協会の要望がある程度受け入れられておりますが、国民に分かりやすく、使いやすい国の基本漢字表としてはまだ不十分な点もありますので、改めて意見を申し述べます。

1. 読めるかどうかの調査について

前回のパブリックコメントで新聞協会は「追加候補字種の中には読みの難しいと思われる字がかなり見受けられる。『新常用漢字表』試案の『基本的な考え方』には《情報機器は「読む行為」よりも「書く行為」を支援する役割が大きい。その意味で、情報化社会においては、これまで以上に「読み手」に配慮した「書き手」になるという注意深さが求められる》とあり、また文化審議会に報告された『国語分科会漢字小委員会における審議について』では《基本的に、常用漢字は「①読める」「②分かる」「③書ける」という三つの要素を満たす必要がある》と述べている。新聞・放送としてはこの点を踏まえ、常用漢字は読者・視聴者にとって読めて意味が分かることが重要であると考えている。今回の漢字表見直しのための字種選定は、出現頻度などの実態調査に基づいているが、その漢字が読めるかどうかなどを調べる理解・認識度調査が行われていない。読めるかどうかの調査を国として早急の実施してほしい」と要望しました。「検討中」とのことですが、実施のめどがいまだに示されていないのは遺憾であります。

そこで当協会では、大学生など約1600人（加盟各社の若手社員含む）を対象に、また加盟社の日本放送協会では高校生301校の3年生約11000人を対象に、今年春から秋にかけて、追加字種が読めるかどうかの調査を実施しました。その結果を見ると、大学生では「袖（シュウ）、隙（ゲキ）、冶金」などが正答率1.7～5.7%、「古刹、蓋然、貼付、招聘、沃野、進捗、忌憚、慄然、戴冠、補填、遡（ソ）、弄（ロウ）、藍（ラン）、瘦（ソウ）、餌（ジ）、股（コ）、麓（ロク）、萎（イ）、艶（エン）、鍵（ケン）、叱（シツ）」なども正答率7～29%でした。高校生では「領袖、陶冶、進捗、招聘、忌憚、瘦身、間隙、遡上、古刹、瓦解、怨恨」などが正答率1～13%となっており、今回の試案で追加字種からはずれた「聘、憚」などは、やはり難読漢字であることが分かりました。

新聞協会では、このように正答率の低い字は、常用漢字表に入ったとしても、当分ルビを付けて使うなどの対応を考えています。正答率が低くても読めるように教育が必要な字もありますから、データだけにとられることはありませんが、「コミュニケーションの手段としての漢字使用」という試案の基本的な考え方から作成される漢字表として、読み手が理解できないような字種の追加には慎重であるべきでしょう。読みの調査をせずに漢字表が作られたことは、今回の見直しにあたって重要なデータが抜けていることとなります。答申時期を予定より遅らせても、国として読みの調査を実施し、それに基づいた綿密な検討の結果制定された漢字表こそが国民の望むところでありましょう。さらに、漢字表制定前後に限定せず、何年かごとに読みの調査を実施することも必要であると考えます。「経年調査」を行い、採用字種がどれほど理解され、読んでいるかを把握することは、今後行われるであろう漢字表の定期的見直しや適切な漢字教育などにも資するものと思われま

2. 字種・音訓について

今回、新聞協会が常用漢字並みに使っている45字のうち、「磯、哨」を除いた43字が追加されました。報道界としては、「磯、哨」を含め必要な字種・音訓は常用漢字並みに使い、不必要な字種・音訓は常用漢字表にあっても使わないという方針は維持する方向ですが、目安の範囲を大きく超えることは意図していません。そこで、今回は第2次試案に示された追加字種のうち、内閣法制局要望の4字についてのみ意見を表明します。

法制局要望の4字のうち「勾、賂」は、法令用語としてだけ使われるわけではなく、「勾配」「賄賂」などのように一般性のある熟語に使われており、追加に反対しません。それに対し「錮」は、ほぼ「禁錮（刑）」という法令用語でのみ用いられ、汎用性のある字ではありません。「毀」も「破毀」「毀損」「毀棄」など法令用語に限られ、一般には「破棄」「棄損」などの書き換えが広く使われていると思われるので、あえて追加する必要は感じません。この4字は、いずれも国語審議会の「法令用語改善についての建議」に「禁錮→禁固、毀損→損傷、勾留→拘置、賄賂→わいろ」と書き換え・言い換えが示してあり、新聞はそれに従ってきました（名誉毀損は名誉棄損）。法制局はこの建議に示された「騒擾→騒乱、瀆職→汚職、押捺、捺印→押印」などは新聞と同様に採用し、1995年の刑法改正で条文も改め、現在、新聞表記と一致しています。裁判員制度が始まり、法令用語の平明化が要望されている今日、「禁錮」なども易しい表記に改める方がよいのではないかと思います。（「禁固」は1974年の改正刑法草案にも使われていましたが、95年の改正で採用されなかったものです）

3. 同音語などの使い分けについて

今回の字種追加によって異字同訓の使い分け例がある程度示されましたが、「刀で斬（切）る」「神を畏（恐）れる」のように試案に両方が例示されるなど、あいまいなものも少なくありません。また、現行常用漢字表に従って書き換えなどが一般化している「肝腎—肝心」「臆説・臆測—憶説・憶測」「透き間—隙間」などはどちらを標準とするかが、はっきりし

ません。「理窟—理屈」「当て字—宛字」など用例欄にも備考欄にも元の表記が示していないものは書き換えを標準とする意味でしょうか。教科書、公用文などはどちらを採るのでしょうか。明確な指針が示されることを望みます。

4. 「目安」は字体にも適用されるのか—国民に分かりやすい説明を

試案は漢字使用の「目安」について、現行の常用漢字表と同趣旨のものと言っていますが、これは字体にも適用されるのでしょうか。

これまで常用漢字表の字体には規範性があり、教科書、公用文、新聞・雑誌などほとんどの印刷物で一致し、筆写の楷書形との違いも大きくありませんでした。今回は追加文字の字体に、許容字体や簡易慣用字体を併記（1字種2字体を容認）した表外漢字字体表を適用したので規範性が薄れ、すべてのメディアでの統一は難しくなりました。したがって、新聞協会では字体も目安になったと考え、各社が実際に使っている字体を変更しなくてもよいという前提であれば試案の字体案を了承できるという意見が出ています。

ただ、これまでの字体原則では常用漢字表はそこに示された易しい字体、それ以外の表外漢字は表外漢字表に示された康熙体が標準、という説明で足りました。この試案が答申された後は、常用漢字表に康熙体の字が入ってきたのはなぜか、常用漢字表および表外漢字表の許容字体や簡易慣用字体と印刷標準字体との関係をどう考え、どう教えるのか、教育関係者だけでなく国民の多くも戸惑いを覚える可能性があります。「改定常用漢字表」を答申するにあたっては、学校現場はもちろん、国民一般にも分かりやすい、入念な説明が不可欠でしょうし、漢字教育においても疑問が起きないような手立て、指針の提示などが必要ではないでしょうか。

以 上